

令和5年5月2日

保護者の皆様

上越市教育委員会教育長

5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より新型コロナウイルス感染症拡大防止対策にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が5月8日より5類感染症へ移行となります。

つきましては、上越市立小・中学校及び高田幼稚園においては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」（文部科学省）に基づき、下記のとおり対応いたしますのでお知らせします。

記

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策について

- ・ 学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本としています。（R5.4.1より）
※ただし、インフルエンザ等を含む感染症が拡大している場合や校外学習等で求められた場合等は、場面に応じてマスクの着用を促すことがあります。
 - ・ 学校給食の場面においては、「黙食」は不要となっています。（R5.4.1より）
 - ・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握は継続します。
 - ・ 適切な換気の確保をします。
 - ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導をします。
- 地域や学校において感染が流行している場合は、活動場面に応じて対応します。
- ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えるよう指導します。
 - ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の措置を一時的に講じます。

2 出席停止の措置

(1) 出席停止の期間

- 「発症した日を0日とし、5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで」を基準とします。
- 令和5年5月8日以前に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等についても、5月8日以降は上記の出席停止の期間の基準を適用します。

(2) 出席停止の取扱いについて

- 療養期間が終わって登校するときには、保護者が「療養解除届」を記入して学校にご提出ください。
- ※ 「療養解除届」は学校ホームページからダウンロードできます。
- ※ 診断時に医師から再度受診の指示があった場合は、それに従ってください。

○同居家族等が濃厚接触者として特定されることはなくなります。家族等が感染した場合でも、本人にかぜ症状等、普段と異なる症状がなければ、通常どおり登校できます。

3 学校の臨時休業等について

○インフルエンザと同様に、学級や学校で感染の拡大が予想される場合は、学級閉鎖や学年閉鎖、臨時休業を行います。

※感染状況によって、給食前後に緊急下校となる場合があります。その場合は、PTAメール等で連絡します。

※学級閉鎖等になった学級の児童については、緊急下校日を含め、児童クラブの利用はできません。

～ご家庭での協力について（お願い）～

新型コロナウイルス感染症については、当分の間、常に流行の可能性があることから、学校内での感染拡大を防止するためには、外部からウイルスを持ち込まないことが重要です。学校における対応について留意しますが、各家庭のご協力をよろしくお願いいたします。
感染の有無、マスクの着用の有無により、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷等がないよう、ご家庭においてもご配慮ください。

(1) 学校内での感染拡大を防止するために

- 毎日、清潔なハンカチを身につけるよう、準備と声掛けをお願いします。
- 「朝は症状が軽かったので…」と登校し、その後具合が悪くなり、新型コロナウイルスやインフルエンザの診断を受けるケースがみられます。発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などは登校を控える等、感染拡大防止にご理解とご協力をお願いいたします。

(2) 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等、感染症の診断を受けたら

- 休日、夜間の連絡は不要です。学校業務時間に連絡してください。
- 発症から10日を経過するまでは、感染のリスクが高いとされていることから、発症から10日間はマスクの着用が推奨されています。

(3) マスクの着用について

- マスクの着用については、ご家庭で相談し、判断してください。

【お願い】 必要な場合にマスクの着用ができるよう、予備マスクの携帯にご協力ください。

(4) 抵抗力を高めるために

- 身体の抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心掛けるようご配慮ください。

※ご不明なことがありましたら、各学校へお問い合わせください。